

公園内行為・占用利用取扱要綱

令和元年10月1日現在

1 行為使用

宮城県総合運動公園内で実施される、物品等販売行為や写真撮影、TV撮影・ラジオ放送及び広告看板等の掲示、駐車場独占利用などについては指定管理者の許可により実施することが可能です。

条 例 : 県立都市公園条例 第四条

内 容 : 販売行為を行う場合や、イベント時の駐車場独占利用（中古車フェアやその他の催事）、撮影、放送、広告等を実施する場合。

使用料 : 第四条、第十条

区分	使用料の額	
販売	販売員1人1日につき	900円
業として行う写真撮影	写真機1台1日につき	750円
業として行う映画撮影	1日につき	50,800円
ラジオ放送	宮城スタジアム 1日につき	6,500円
	その他公園施設 1日につき	3,600円
テレビジョン放送	宮城スタジアム 1日につき	32,000円
	その他公園施設 1日につき	10,200円
独占利用	1平方メートル1日につき	4円
広告	1平方メートル1日につき	1,500円

- ・有料公園施設利用外で撮影行為を行う場合、撮影の場所分として独占利用の行為許可申請も必要となります。
- ・イベント等で駐車場の独占利用を行う場合、料金徴収にかかわらず駐車場独占利用料金が発生いたします。「駐車場面積㎡×4円×日数＝行為使用（駐車場独占）料金」

申請書に添付するもの

区分	添付資料	
販売	販売計画書	販売品目、販売価格、販売場所、販売方法、販売期間、販売時間、販売人員数及び行為終了後の原状回復計画等を記載
業として行う写真撮影	撮影計画書	撮影場所、撮影期間、撮影時間、被写体、写真機の台数、撮影に係る人数及び行為終了後の原状回復計画等を記載
業として行う映画撮影	撮影計画書	撮影場所、撮影期間、撮影時間、撮影機の台数、撮影に係る人員数及び行為終了後の原状回復計画等を記載
ラジオ放送・テレビジョン放送	放送計画書	目的、内容、利用場所、準備行為を含めた放送に要する期間及び時間、放送に係る人員数、撮影機等の機材の台数及び行為終了後の原状回復計画等を記載
独占利用	運営計画書	目的、内容、利用期間及び利用時間、来場予定人員数、利用面積、料金（有料の場合）及び行為終了後の原状回復計画等を記載
広告	広告計画書	広告内容、表示場所、表示面積、表示方法、表示期間及び行為終了後の原状回復計画等を記載

※指定管理者が必要と認めるときは、上記以外の資料(収支概算等)も添付して頂く場合があります。

2 占用使用

条 例 : 県立都市公園条例 第八条

内 容 : 販売や催事等で有料公園施設外（施設利用料金が設定されている建物以外の場所）に仮設工作物等を設置して土地等を一時使用する場合。

（屋外に販売用仮設テントの設置等を行う場合）

※販売や興業等の行為の実施のために、建物外にテント・プレハブ小屋、サーカス用テント、キッチンカー等を設置するような場合をいう。

使 用 料 : 80円/㎡

< 屋外で販売関係の申請例 >

宮城県総合運動公園内イベント（準備1日・本番2日）で 屋外に仮設テントを設置したうえでのグッズ等販売行為の場合

日数 : 準備日からの日数、販売員：3名、内容：イベントグッズ等販売

仮設テント : 屋外に2間（3.6m）×3間（5.4m）×2張り設置

申請 : 占用許可申請書・行為許可申請書

占用使用料 $3.6\text{m} \times 5.4\text{m} \times 2\text{箇所} = 38.88\text{㎡}$ 改め 39㎡ （1㎡以下は1㎡単位に換算）
 $39\text{㎡} \times 80\text{円} \times 3\text{日}$ （イベント準備日から設置） = 9,360円

行為許可申請書は販売員人数を明確にするため提出が必要です。

宮城県から通知される占用許可書に販売員3名と明記され、使用料は9,360円で販売行為料は発生いたしません。

3 使用料の免除

条 例 : 県立都市公園条例 第十二条

内 容 : 別表第六のとおり

基本的に営利目的及び営業行為、商行為とみなす行為を実施する場合、減免はありません。

4 使用料の返還

条 例 : 県立都市公園条例 第十一条の二

内 容 : 原則返還はありません。